

小浜市議会基本条例の検証・見直しについて

議会運営委員会 中間報告

検証の背景

本議会では、議会の情報公開と市民協働を確保し、市民と共に歩む開かれた議会を実現するため、「小浜市議会基本条例」を平成24年12月に制定し、平成25年4月から施行した。

当条例を踏まえ、本議会ではこれまで、チャンネルOでの本会議の中継放送やホームページでの本会議録画配信、議会報告会の開催などによる議会の情報公開を行ってきた。また、政務活動費の後払い制への変更や、議員が長期欠席した場合などにおける議員報酬の減額の規定等、議会の透明性、公正性および公平性の確保に努めてきた。さらに、近年では議員政治倫理条例の改正による倫理基準の明確化や、情報通信技術を活用した議会運営の推進など、時代の変化に対応した議会改革に取り組み、議会機能の強化や議員の資質向上に努めてきた。

今般、当条例の目的その他の規定の達成状況等について検証を行い、その結果を以下のとおり報告する。

検証の根拠条文

◎小浜市議会基本条例

【第27条 検証および見直し手続】

(検証および見直し手続)

第27条 議会は、一般選挙を経た任期2年経過後に、市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、この条例の目的その他の規定について、達成されているかどうかを議会運営委員会において検証するものとする。

2 議会は、前項の規定による検証の結果、必要があると認めるときは、この条例の改正を含め適切な措置を講ずるものとする。

3 議会は、この条例を改正する場合には、本会議において、改正理由および背景を詳しく説明しなければならない。

検証の概要

【体制】

小浜市議会基本条例第27条に基づき議会運営委員会で議論

【検証方法】

基本条例の条文ごとに、

- ①前回（令和3年度）検証結果および現在までの見直し内容の確認
- ②関連する主な例規（条例・規則・要綱等）の確認
- ③現在の取組状況、検討課題項目の協議進捗、課題・今後の方向性の整理
- ④これまでの取組を達成度で評価

【評価】

- A・・・達成
- B・・・一部達成
- C・・・未達成
- －・・・評価対象外

- ⑤今後の見直し方針の決定

【条文の運用】

- ・継続して取り組む
- ・達成できるよう取り組む
- ・新たな取組が必要 の区分で判定

【条文見直し】

- ・不要
- ・必要（その内容） の区分で判定

【検討課題項目】

現在設定課題

- ・「継続」
- ・「削除」 の区分で判定

新規追加課題

今後検討が必要な項目を追加

検証結果

検証内容⇒別添「第19期（令和7年）小浜市議会基本条例検証シート」のとおり

		(前回結果)
【評価】	A【達成】	10項目（11項目）
	B【一部達成】	15項目（11項目）
	C【未達成】	0項目（2項目）
	－【評価対象外】	9項目（10項目）
		計34項目（34項目）
【条文の運用】	継続して取り組む	17項目（13項目）
	達成できるよう取り組む	9項目（12項目）
	新たな取組みが必要	0項目（1項目）
	非該当	8項目（8項目）
【条文見直し】	不要	32項目（29項目）
	必要	2項目（5項目）
	※内容は今後の検討課題項目における議論による	
【検討課題項目】	抽出結果 全32項目	
	○現在設定課題 31項目のうち	
	継続	31項目
	削除	0項目
	○新規追加課題	1項目
	・公聴会制度について	

詳細は別紙「基本条例検証により抽出した検討課題項目一覧」のとおり

検証 協議経過

委員会	協議日	協議内容
第 1 回	令和 7 年 7 月 7 日	検証および見直し方法について
2 回	8 月 2 0 日	前文、第 1 条
3 回	8 月 2 5 日	第 2 条～第 3 条
4 回	1 0 月 1 7 日	第 4 条～第 6 条第 4 項
5 回	1 0 月 3 0 日	第 6 条第 5 項～第 9 条
6 回	1 1 月 5 日	第 1 0 条～第 1 5 条の 2
7 回	1 1 月 1 2 日	第 1 5 条、第 1 5 条の 2 第 1 6 条～第 2 1 条
8 回	令和 8 年 1 月 9 日	第 2 2 条～第 2 7 条、その他
9 回	1 月 2 0 日	検証の結果取りまとめ
1 0 回	2 月 6 日	検討課題項目の取りまとめ 報告内容の確認
	令和 8 年 2 月 1 0 日	全員協議会にて報告

◎今後の予定

令和 8 年 2 月	議長に報告書提出
～令和 9 年 3 月 随時	今後の検討課題項目の優先度判定
”	検討課題項目に係る議論（基本条例等関係例規の改正）
令和 9 年 3 月	第 1 9 期議会運営委員会調査（見直し内容等）報告